

仕組預金に関する監督指針改正案の概要

監督局銀行第一課 課長補佐 大野 仁寛

係長 生駒 依里香

係員 庄司 真理

総合政策局リスク分析総括課決済・デジタル金融グループモニタリング室

課長補佐 末広 賢司

係長 平田 直己

※執筆者の肩書や組織名は、執筆当時のものを記載しています。

本年7月30日、仕組預金の販売に関して、監督指針（※1）の改正案を公表し、パブリックコメントの募集を開始しました（※2）。本稿では、その改正の背景、概要等を紹介します。

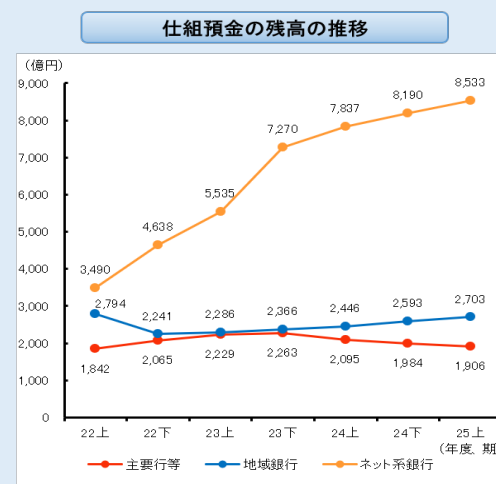
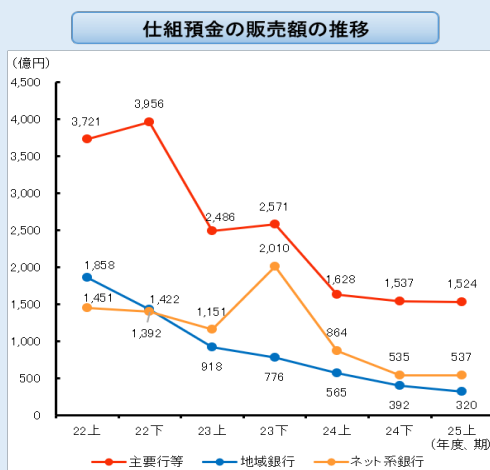
1. 仕組預金の概要

仕組預金とは、デリバティブ取引を組み込んだ預金等であり、その性質として、通常の預金及び定期預金とは異なり、元本について損失が生ずるおそれがあります。

仕組預金の商品例としては、銀行が預入期間

を延長する権利を有するもの（満期延長型）、銀行が預入期間を繰り上げる権利を有するもの（満期繰上型）、預入通貨と払戻通貨が異なる可能性があるもの（デュアルカレンシー型）等が挙げられます。

仕組預金は、主要行等、地域銀行、ネット系銀行のいずれにおいても販売されています。近時は、販売額では主要行等が最も大きくなっているものの、残高はネット系銀行が最も多く保有しています。



（注1）「仕組預金」とは、デリバティブ取引を組み込んだ預金商品であり、為替の変動状況によって償還時の通貨が決まる商品や、銀行が満期日を選択できる権利を持つ商品などがある。

（注2）主要行等10行、地域銀行100行及びネット系銀行14行を集計。

「リスク性金融商品の個人向け販売等の状況に関する定量データ集2025（令和7）年度9月期」より引用

1 主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針、系統金融機関向けの総合的な監督指針及び漁協系統信用事業における総合的な監督指針を指す。以下同様。

2 <https://www.fsa.go.jp/news/r8/sonota/20260730-3/20260730-3.html>

2. 現状の規制と課題認識

(1) 仕組預金のリスク特性

仕組預金は、上記のとおり、元本割れのおそれがある点等において、通常の預金、定期預金とは異なるリスクを有するものです。

具体的には、例えば、仕組預金のうち、満期延長型は、当初期間1年の定期預金について、銀行が、最大10年等の期間で、毎年、預入期間を延長するか否かの判断権を持つものです。このような商品については、一般の定期預金等と比べて預金金利が高く満期まで保有すれば元本保証となりますが、他方で、期間が延長されている間に資金ニーズや運用方針の変更等で顧客が中途解約を行う場合には、相当水準の解約手数料が求められるおそれがあります。また、現状のような金利上昇局面では、銀行が期間延長することが想定されますが、その結果、預金者は当初約定した固定金利が長期間固定化され、上昇後のより高い金利で運用する機会を失うおそれもあります。

(2) 現状の規制

このようなリスク特性を踏まえて、仕組預金は、法令において、「特定預金等」と位置付けられ、株式や投資信託などの商品に準じた規制が課せられています。具体的には、契約締結前の情報提供義務等の行為規制、損失補填の禁止、適合性の原則等の規制が適用されます。

特に、契約締結前の情報提供義務としては、契約締結前交付書面を交付することにより、顧客に対して、受入れの対象となる者の範囲、手数料の計算方法を含む解約時の取扱い、満期延長型の仕組預金にあっては銀行が期間延長をした場合に預金金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨等を記載しなければならないとされており、顧客保護が図られています。

(3) 販売チャネルの多様化

しかし、近年、インターネットやアプリ等の

普及により、販売チャネルが増加しています。そして、仕組預金を販売するウェブサイトやアプリページの表示においては、上記のようなリスクが、顧客の目に留まりやすい形で記載されていない例もあり、必ずしも顧客に十分に伝わっていないケースがあると考えています。

このような状況を踏まえて、今回、監督指針を改正し、銀行等による説明態勢の充実を図ることとしました。

3. 改正案の具体的な内容

以上を踏まえて、以下のとおり、銀行等に対して仕組預金の販売における説明態勢の充実を求める改正案を公表しています。

(1) 説明資料の充実

上記のとおり、仕組預金の販売にあたっては、従前より、法令に基づいて、契約締結前交付書面において、一定の事項についての記載が求められ、事前の情報提供が義務付けられています。

しかし、今回の改正では、販売チャネルの多様化を踏まえて、契約締結前交付書面のみならず、法令上作成が義務付けられる書面以外の説明資料のうち、顧客説明・勧誘等で中心的な役割を果たす商品概要資料又は重要情報シートにおいても、後述するような項目について、分かりやすい記載をすることを求めています。

(2) 説明項目の充実

顧客が商品性、リスク特性を理解するうえで特に重要と考えられる項目について、具体例を提示しながら、説明を求めることとしています。

具体的には、以下の事項について、顧客の目に触れやすい商品概要資料等において、記載・説明することを求めています。

- ・ デリバティブが組み込まれたもので、通常の定期預金とは異なるリスクを有すること、具体的な違い

(例) 中途解約した場合には、元本割れのリスクがあること

- ・ 適していない顧客属性
(例) オプション投資を行うに適した投資経験や知識が十分ではない者など顧客の具体的状況・資金の性質
- ・ 適している顧客属性
(例) 最大満期までに使用するニーズが見込まれない余裕資金を運用する者など顧客の具体的状況・資金の性質
- ・ 解約手数料の水準及びその決定要因
(例) 当該仕組預金の金利と解約時における市場金利の差などの決定要因
- ・ 金利の内訳・構成
(例) オプションプレミアムの額

4. おわりに

販売チャネルが多様化する中で、リスク性商品を販売するにあたっては、様々な顧客属性、販売経路、取引目的等があることを踏まえながら、顧客が十分にリスクを理解することができるよう、資料の充実を図る必要があると考えています。

今回の改正はこのような事情を踏まえたものですが、引き続き、顧客保護が図られるよう、取り組んでいきます。

なお、本改正については、8月末のパブリックコメント終了後、所要の対応を進める予定です。

仕組預金の説明態勢等に係る監督指針の改正（概要）

概要

- 金融機関が提供するいわゆる仕組預金(※)については、銀行法で「特定預金等」と位置付けられ、提供する金融機関に対し、契約締結前の情報提供義務などの規制が課されている。
(※)金融商品取引法2条20項に規定するデリバティブ取引を組み込んだ預金等
- 足許では、ネット銀行を中心に、「金融機関が満期を延長する権利を持つ」仕組預金(※)が提供されているところ、商品概要資料等で、**一般の定期預金とのリスクの違いなどが、必ずしも具体的に記載・説明されていない場合が存在。**
(※)典型的には、当初満期を1年間とし、以後1年ごとに、金融機関が、最大10年等の最大満期の範囲で、預入期間を延長することが出来る固定金利の定期預金又はこれと実質的に同等の預金商品。一般的には、預金者は、**他の一般の定期預金より有利な固定金利を受け取る一方で、市場金利が上昇した場合に上昇後のより高い金利で運用する機会を失う可能性**があるほか、**期中に解約を申し出た場合には、解約手数料が発生し元本割れとなる可能性が高い**等とされている。

対応

- 金融庁において、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を改正し、上記のような仕組預金を提供する金融機関に対して、顧客の目にふれやすい商品概要資料で、以下の事項などの記載・説明を行うよう、求める。
 - ・ デリバティブが組み込まれたもので、**通常の定期預金とは異なるリスクを有すること、具体的な違い**
 - ・ **適していない顧客属性、適している顧客属性**
 - ・ **解約手数料の水準及びその決定要因**
 - ・ **金利の内訳・構成**

(※)全国銀行協会においても、「デリバティブを内包する預金に関するガイドライン」の改正等の所要の改正等を検討予定。